



第2回  
募集

# 省エネルギー環境整備 緊急対策事業 助成金



## 省エネ設備への 入替を支援します!!

道内の中小・小規模企業(個人事業者)のみならず

エネルギー価格高騰の影響を軽減するため、  
省エネ設備への入替に必要な経費の一部を助成します。

ホームページに掲載の「申請の手引き」、「交付要綱」をご確認のうえ、申請をお願いいたします。

対象事業者	道内に所在する 中小・小規模企業等 (個人事業者を含む) ※みなし大企業を除く	申請受付 期間	第2回募集 2024年4月24日(水)～2024年5月31日(金)
			第3回募集 2024年7月(予定) ※第3回の申請受付期間については改めて決定します。 ※第1回で採択された事業者は第2回及び第3回の申請はできません。

対象となる 設備	省エネ設備への入替 空調設備、業務用冷蔵・冷凍庫、暖房設備(灯油/ガス/電気)、LED照明 等	
対象要件 (全ての要件を 満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の設備の入替となること</li> <li>入替後の年間エネルギー消費量が、入替前と比較して10%以上低減する設備</li> <li>道内に所在する施設等において設置する設備</li> <li>中古品ではないこと</li> <li>取得価格合計額が税抜きで10万円未満及び耐用年数が1年未満の消耗品ではないこと</li> <li>主に従業員の福利厚生等を目的とする冷蔵庫や電子レンジ、空気清浄機、給湯器等ではないこと</li> <li>事業用自動車、事業用軽自動車、特殊用途自動車以外の車両ではないこと</li> </ul>	

		助成 A	助成 B
上限額	100万円		
助成率	1/2 以内		3/4 以内
売上要件	売上高	2022年1月以降の連続する6カ月のうち、任意の3カ月の売上を、 2019年から2021年の同3カ月の売上と比較	
		10%以上20%未満減少している	20%以上減少している
	付加価値額	2022年1月以降の連続する6カ月のうち、任意の3カ月の付加価値額を、 2019年から2021年の同3カ月の付加価値額と比較	
		15%以上25%未満減少している	25%以上減少している

留意点	1事業者1申請	※申請する設備について、国・道・市町村等の公的機関が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと。 ※過去に補助金等で導入した設備を入替する場合は、各補助金で定められた保有期間を経過していなければなりません。
	交付決定方法	※各募集回の交付予定額を超過する申請があった場合は、交付予定額の範囲内において交付決定を行います。 ※申請書類について、道が定める採点基準に基づく採点を行い、採点順に従い上位から交付決定を行います。

助成金交付までの流れ	申請 ▶ 採択 ▶ 事業実施・報告	事業実施期間:2023年12月14日(木)～2025年1月24日(金) ※事業完了後14日以内又は2025年1月24日のいずれか早い日までに実績報告書を事務局へ提出 ※本事業には審査があります。 ※助成金は、実績報告をご提出いただき、内容を審査、承認後に交付します。
------------	-------------------	---

申請方法	電子申請 ※インターネット環境が無い等電子申請ができない場合は、事務局へお問い合わせください。
------	---

